

宮城労働局フオトレポート

株式会社 八葉水産を 障害者雇用優良中小事業主 として「もにす認定」しました。



宮城労働局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、令和5年2月14日に株式会社八葉水産を「障害者雇用に関する優良な中小事業主」と認定し、令和5年3月28日、同社で認定通知書を交付しました。



写真左から：小川ハローワーク気仙沼所長、本田宮城労働局職業安定部職業対策課長、竹内宮城労働局職業安定部長
株式会社八葉水産常務取締役 清水勝之様、小林宮城労働局長、株式会社八葉水産代表取締役 清水敏也様

「もにす認定制度」は、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況が優良であることの基準に該当した、常時雇用する労働者の数が300人以下である中小事業主が、厚生労働省から「障害者雇用優良中小事業主」の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主が地域における障害者雇用のロールモデルとして認知され、地域における障害者雇用の取組が一層推進されることが期待されます。

宮城県内の認定企業一覧：<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/Monisu-nintei.html>

【お問合せ先】 職業安定部職業対策課 TEL:022-299-8062